平成２６年（フ）第８９４号
千葉県船橋市松が丘５丁目23番４棟205号
債務者　佐藤美紀子（旧姓齋藤）
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第２９４号
相模原市中央区田名3186番地　県営田名堀之内団地２号棟505号室
債務者　近藤　昌彦
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第３４０号
静岡県裾野市茶畑61番地の２　アドサックスかなやまＢ―101
債務者　椎野　英里
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第３５５号
静岡県沼津市三園町13番38―602号
債務者　松田　春菜（旧姓床）
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第１０００号
大阪市阿倍野区阪南町２丁目23番28―1006号、申立時の住所京都市下京区朱雀裏畑町58番地　ＭＢＫ302
債務者　田中　　毅
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１１０５号
京都市伏見区西尼崎町889番地１　アルページュ桃山205号室、前住所京都市伏見区西尼崎町889番地１　桃山アーバンハイツ205
債務者　田中　正敏
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１１１９号
京都府八幡市男山弓岡３番地―203―202
債務者　橘　　二郎
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１１６８号
京都市伏見区淀際目町240番地１　府営住宅淀際目団地２棟303号
債務者　松本ますみこと　申　ますみ
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１１７９号
京都府八幡市男山香呂５番地―Ａ47―106、前住所京都市右京区太秦中筋町７番地26　千晃ハイツ103
債務者　庄司　哲明
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１２０４号
京都府京田辺市河原神谷66番地　16―208
債務者　吉田　久司
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１２０５号
京都府京田辺市河原神谷66番地　16―208
債務者　吉田　弘美
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１２１９号
京都市中京区壬生高樋町16番地　グリーン荘101
債務者　宮﨑　光惠
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１２２２号
京都市伏見区深草飯食町837番地　朝日プラザ深草209号、前住所愛知県安城市三河安城町２丁目15番地１　アップルヒルズ201
債務者　中尾　香代
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１２２６号
京都市伏見区石田森南町34番地　醍醐石田団地30―801
債務者　吉田なぎさ
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１２３２号
京都市右京区梅津尻溝町61番地１　グリーンコートランザン307号室
債務者　髙田ゆう子
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１２３４号
京都市伏見区中島河原田町31番地１　グランデュール鴨川Ⅰ番館1008号
債務者　松川　玲子
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第６７４号
大阪府南河内郡太子町大字山田557番地の３
債務者　橋長　　晃
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係